

青森市特別職の職員の給与に関する条例

平成十七年四月一日 条例第四十九号

(趣旨)

第一条 この条例は、次に掲げる特別職の職員(以下「職員」という。)

の受ける給与について、必要な事項を定めるものとする。

- 一 市長
- 二 副市長
- 三 公営企業管理者
- 四 常勤の監査委員
- 五 議会議員
- 六 教育委員会委員(教育長の職を兼ねる委員を除く。)
- 七 選挙管理委員会委員
- 八 非常勤の監査委員
- 九 農業委員会委員
- 十 固定資産評価審査委員会委員
- 十一 総合計画審議会委員
- 十二 国民保護協議会委員
- 十三 防災会議委員
- 十四 情報公開・個人情報保護審査会委員
- 十五 指定管理者選定評価委員会委員
- 十六 公共サービス外部化監理委員会委員
- 十七 特別職報酬等審議会委員
- 十八 退職手当審査会委員
- 十九 公務災害補償等認定委員会委員
- 二十 入札監視委員会委員
- 二十一 就学指導委員会委員
- 二十二 スポーツ推進審議会委員
- 二十三 図書館協議会委員
- 二十四 健康福祉審議会委員
- 二十五 障害程度区分判定等審査会委員
- 二十六 民生委員推薦会委員
- 二十七 養護老人ホーム入所者判定委員会委員
- 二十八 勤労青少年ホーム運営審議会委員
- 二十九 市営住宅入居者選考委員会委員
- 三十 消費生活審査会委員
- 三十一 交通安全対策会議委員
- 三十二 生涯学習推進委員会委員
- 三十三 中央卸売市場取引委員会委員
- 三十四 中小企業者等新事業審査会委員
- 三十五 社会資本整備評価委員会委員
- 三十六 景観審議会委員
- 三十七 都市計画審議会委員
- 三十八 開発審査会委員
- 三十九 土地区画整理審議会委員
- 四十 住居表示審議会委員
- 四十一 建築審査会委員
- 四十二 国民健康保険運営協議会委員
- 四十三 地域密着型サービス等運営審議会委員

- 四十四 急病センター運営審議会委員
- 四十五 小児慢性特定疾患医療審査会委員
- 四十六 感染症診査協議会委員
- 四十七 予防接種健康被害調査委員会委員
- 四十八 廃棄物減量等推進審議会委員
- 四十九 横内川水道水源保護審議会委員
- 五十 病院運営審議会委員
- 五十一 自動車運送事業運営審議会委員
- 五十二 競輪経営企画委員会委員
- 五十三 地方独立行政法人評価委員会委員
- 五十四 第三セクター経営評価委員会委員
- 五十五 専門委員
- 五十六 スポーツ推進委員
- 五十七 土地区画整理評価員
- 五十八 職員懲戒審査委員会委員
- 五十九 選挙長
- 六十 投票管理者及び開票管理者
- 六十一 投票立会人、開票立会人及び選挙立会人
- 六十二 前各号に掲げる職員以外の非常勤の職員

(市長等の給与)

第二条 前条第一号から第四号までに掲げる職員(以下「市長等」という。)の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか給料、期末手当及び寒冷地手当とする。

(市長等の給料月額)

第三条 市長等の給料月額は、別表一に掲げる額の範囲内で、市長が定める額とする。

(市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給)

第四条 市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例(平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。

(議会議員の給与)

第五条 議会議員の受ける給与は、別表二による議員報酬及び期末手当とする。

(議会議員の議員報酬額)

第六条 新たに議会議員になった者には、その日から議員報酬を支給し、

退職又は死亡等により議会議員でなくなったときは、その当月分までの議員報酬を支給する。

- 2 前項の場合における議員報酬は、重複してこれを支給しない。
(議会議員の期末手当の支給)

第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。

(委員等の給与)

第八条 第一条第六号から第五十八号までに掲げる職員(以下「委員等」という。)の受ける給与は、別表三による報酬とする。

(市長等、議会議員及び委員等以外の職員の給与)

第九条 第一条第五十九号から第六十二号までに掲げる職員に支給する給与は、報酬としてその額は市長と各任命権者が協議して定める。

(委員等の報酬額)

第十条 委員等の報酬額が月額で定められている場合は、新たに委員等

になった者には、その日から報酬を支給し、退職又は死亡等により委員等でなくなったときは、その当月分までの報酬を支給する。

- 2 委員等の報酬額が年額で定められている場合は、就職の月から退職又は死亡の月分まで月割計算によって報酬を支給する。
3 委員等の報酬額が日額で定められている場合は、勤務日数に応じて報酬を支給する。
4 第一項及び第二項の場合における報酬は、重複してこれを支給しない。

(給与の支給方法)

第十一条 給与の支給方法については、一般職の職員の例による。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表一(第三条関係)

区分	給料額
市長	月額 一、一八〇、〇〇〇円
副市長	月額 九三一、〇〇〇円
公営企業管理者	月額 七四七、〇〇〇円
常勤の監査委員	月額 五八八、〇〇〇円

別表二（第五条関係）

区分	議員報酬額
議会議員	月額 議長 七一八、〇〇〇円 副議長 六五八、〇〇〇円 議員 六三三、〇〇〇円

別表三（第八条関係）

区分	報酬額
教育委員会委員	月額 委員長 一二五、一〇〇円 委員 一一七、一〇〇円
選挙管理委員会委員	月額 委員長 七六、三〇〇円 委員 五七、四〇〇円
非常勤の監査委員	月額 一八一、一〇〇円 ただし、議会議員の職にある委員の報酬は月額 五三、七〇〇円
農業委員会委員	月額 会長 七七、九〇〇円 会長代理 五三、三〇〇円 部会長 五二、〇〇〇円 委員 四六、〇〇〇円
固定資産評価審査委員会委員	日額 八、七〇〇円
総合計画審議会委員	日額 八、七〇〇円

国民保護協議会委員	日額 八、七〇〇円
防災会議委員	日額 八、七〇〇円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 八、七〇〇円
指定管理者選定評価委員会委員	日額 八、七〇〇円
公共サービス外部化監理委員会委員	日額 八、七〇〇円
特別職報酬等審議会委員	日額 八、七〇〇円
退職手当審査会委員	日額 八、七〇〇円
公務災害補償等認定委員会委員	日額 八、七〇〇円
入札監視委員会委員	年額 八、七〇〇円
就学指導委員会委員	日額 八、七〇〇円
スポーツ推進審議会委員	日額 八、七〇〇円
図書館協議会委員	日額 八、七〇〇円
健康福祉審議会委員	日額 八、七〇〇円
障害程度区分判定等審査会委員	日額 一三、〇〇〇円
民生委員推薦会委員	日額 八、七〇〇円
養護老人ホーム入所判定委員会委員	日額 八、七〇〇円
勤労青少年ホーム運営審議会委員	日額 八、七〇〇円
市営住宅入居者選考委員会委員	日額 八、七〇〇円
消費生活審査会委員	日額 八、七〇〇円

交通安全対策会議委員	日額 八、七〇〇円
生涯学習推進委員会委員	日額 八、七〇〇円
中央卸売市場取引委員会委員	日額 八、七〇〇円
中小企業者等新事業審査会委員	日額 八、七〇〇円
社会資本整備評価委員会委員	日額 八、七〇〇円
景観審議会委員	日額 八、七〇〇円
都市計画審議会委員	日額 八、七〇〇円
開発審査会委員	日額 八、七〇〇円
土地区画整理審議会委員	日額 八、七〇〇円
住居表示審議会委員	日額 八、七〇〇円
建築審査会委員	日額 八、七〇〇円
国民健康保険運営協議会委員	日額 八、七〇〇円
地域密着型サービス等運営審議会委員	日額 八、七〇〇円
急病センター運営審議会委員	日額 八、七〇〇円
小児慢性特定疾患医療審査会委員	日額 八、七〇〇円
感染症診査協議会委員	日額 八、七〇〇円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額 八、七〇〇円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 八、七〇〇円
横内川水道水源保護審議会委員	日額 八、七〇〇円
病院運営審議会委員	日額 八、七〇〇円

自動車運送事業運営審議会委員	日額 八、七〇〇円
競輪経営企画委員会委員	日額 八、七〇〇円
地方独立行政法人評価委員会委員	日額 八、七〇〇円
第三セクター経営評価委員会委員	日額 八、七〇〇円
専門委員	日額 八、七〇〇円
スポーツ推進委員	日額 五七、四〇〇円
土地区画整理評価員	日額 八、七〇〇円
職員懲戒審査委員会委員	日額 八、七〇〇円